

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年11月1日現在)

● 入院基本料について

当院では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。また入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

● DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC対象病院”となっております。

※ 医療機関係数 1.6331（基礎係数1.0718+機能評価係数Ⅰ0.4350+機能評価係数Ⅱ0.1015+救急補正係数0.0248+激変緩和係数0.0000）

● 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。

● 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。

- ・入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
上位所得者（限度額区分A）	現役並み	510円	
一般（限度額区分B）	一般		
低所得者（限度額区分C）	低所得Ⅱ	90日目までの入院	240円
		91日目以降の入院（長期該当者）	190円
該当なし	低所得者Ⅰ（老齢福祉年金受給権者）	110円	

● 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。すべての患者さんへの明細書の発行については、自動精算機において、ご自分で発行の有無が選択できます。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行しております。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

● 基本診療料／特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院の施設基準、特掲診療料に係わる届出については、別掲の「施設基準一覧」をご参照下さい。

● 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、病衣使用料、紙おむつ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

● 保険外併用療養費について

- ・初診時選定療養費

国は、医療機関の機能分化推進のため、他の保険医療機関等からの紹介によらず地域医療支援病院（当院）に直接来院された患者さんは、初診に係わる費用として7,700円（税込）を徴収することが義務化されました。ただし、緊急その他やむを得ない事情による場合にあっては、その限りでありません。

- ・再診時選定療養費

当院が他の医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、引き続き当院を受診される場合、通常の医療費の他に3,300円（税込）をご負担いただきます。

- ・時間外選定療養費

夜間・休日など時間外に受診された患者さんには、時間外に係る費用として9,900円（税込）をご負担いただきます。ただし、他院からの救急受診のための紹介状を持参した場合、緊急性が高く、かつ高度な治療が必要な場合、当院医師から救急外来受診の指示があった場合にあっては、その限りでありません。

- ・180日を超える入院に関する事項

法令に基づき、通算入院期間が180日を超える場合は、入院料に係る費用の一部を自費負担していただきます。

特別料金の額（1日につき）2,530円